



税制改正に関する 要望書 概要

2017.6

重要要望事項

I 消費税の複数税率制度と適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入に反対する

複数税率制度の反対理由

①導入に伴い減少する税収分の代替財源の確保が困難 ②適用対象品目の限定が困難 ③高所得者層の方が負担軽減効果
が大きい ④事業者の事務負担増加などの理由から導入に反対し、低所得者対策は単一税率による給付制度を奨励する。

インボイス方式の反対理由

①免税事業者の排除②仕入税額控除の可否を判断することによる事務負担増加などの理由から導入に反対し、税額計
算にあたっては現行の請求書等保存方式により対応すべきである。

II 所得税の人的控除及び控除方式を見直すこと

人的控除は課税最低限を構成するものであって、公平性の観点から所得の多寡や所得の種類によって異なるものであ
ってはならない。

よって現行の所得控除方式は適用税率の高い高所得者に有利な制度であるため、全ての納税者が一定額まで同一の軽
減の効果が得られる税額控除方式又はゼロ税率方式（一定の課税所得まで税率をゼロとする方式）に改めるべきである。

III 中小法人に対して繰越欠損金控除制限及び外形標準課税の適用をしないこと

法人税の課税ベースの拡大にあたっては厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討しなければ
ならず、特に以下の項目について引き続き、強く要望する。

①外形標準課税を中小法人に導入しないこと

②中小法人に対しては現行の繰越欠損金の100%控除制度を維持すべきであること

IV 償却資産に係る固定資産税を抜本的に見直すこと

事業者にとっては、償却資産に係る固定資産税（以下、「償却資産税」という）の賦課期日・申告期限と所得税又は法
人税の決算日・申告期限の違いにより過度な事務負担が生じている。また、市町村間における執行体制（資産の把握、調
査手法）の差も指摘されており、適正な制度の執行が担保されているとは言い難い状況といえる。償却資産税を固定資産
税から切り離し、賦課期日の見直しを行い、所得税や法人税の申告期限と合わせるなど抜本的改革の検討をすべきである。

V マイナンバー制度については、法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に個人事業主を加えること

法人番号は、広く公表され、利用制限がなく官民を問わず様々な用途での利活用が期待される。一方、個人事業主は、
取扱いが番号法で厳格に規定されている自身の個人番号を用いなければならない。漏えいのリスク回避と利便性の向上の
ためには、個人事業主についても希望する者には法人番号の指定を受けることができるようにすべきである。

個別要望事項

一．所得税及び法人税に関する事項

1. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと
2. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること
3. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること

二．消費税に関する事項

4. 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度を創設すること
5. 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること

三．相続税及び贈与税に関する事項

6. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件を緩和すること

四．その他国税に関する事項

7. 印紙税を廃止すること

五．納税環境整備に関する事項

8. 国税通則法第 1 条に「納税者の権利利益の保護に資する」を追加し納税者権利憲章を制定すること
9. 電子申告の利用推進のため、受付時間の拡大等を図ること
10. 国及び地方公共団体の会計制度改革を行うこと

要望書の作成にあたって

我々税理士は、企業や納税者と日々接し税制に対する意見や声を聞いています。

この声を実現するため、東京税理士会（会員数約 22,000 人）は、税理士法に定める建議権に基づき、税制改正に関する要望を会員より聴取し、意見書を作成しています。この意見書をもとに東京税理士政治連盟は本要望書を作成し、法改正に向けた活動を行ってまいります。

「平成 30 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」の詳細は、

東京税理士会ホームページ <http://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

に掲載しております。

なお、本要望書に関するお問合せは、東京税理士政治連盟事務局（Tel.03-3356-4479）までお願いいたします。

《建議権》税理士法第 49 条の 11

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。